

「防災部会」令和3年度後期活動報告について

1 開催日時

第4回防災部会	令和	3年	6月21日
第5回防災部会	令和	3年	9月13日
第6回防災部会	令和	3年11月15日	
第7回防災部会	令和	4年	2月14日

2 部会員名簿

団体等名	氏名
刈谷市社会福祉協議会	鳥居 信宏（部会長）
刈谷市社会福祉協議会	鈴木 淳史
社会福祉法人 観寿々会	大野 幸浩
西三河南部西地域アドバイザー	大南 友幸
衣浦東部保健所	伊藤 慎
危機管理課	石原 秀
長寿課	杉山 文章
学校教育課	山岡 達也

3 報告事項

(1) 第6回防災部会（令和3年11月15日開催）

ア 福祉避難所運営マニュアルについて

第5回防災部会で共有したマニュアル案について内容を確認し、部会員から挙げた意見の中でマニュアルへ反映するもの等を整理した。

イ 人員体制について

国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等（相談員、介護職員、看護師等の専門有資格者）を福祉避難所に配置すると示されている。また、市職員は、各福祉避難所と市との連絡・調整役として2人（特別支援学校はさらに生活相談員等として保健師2人）配置することとしている。これらを踏まえ、各施設において、福祉避難所開設時の人員体制について検討した。

ウ 開設訓練について

福祉避難所運営マニュアルの実効性の確保や福祉避難所の速やかな開設等を目的として、社会福祉協議会が中心となり、令和4年1月23日（日）に心身障害者福祉会館で福祉避難所の開設訓練を行うこととした。

→新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、愛知県にまん延防止等重点措置が適用されたため、来年度に延期。

(2) 第7回防災部会（令和4年2月14日開催）

福祉避難所運営マニュアルの最終確認と、令和3年度の取組の振り返りを行った。

ア 福祉避難所運営マニュアルの整備に関すること

課題の検討結果や部会員の意見等を踏まえ、福祉避難所運営マニュアルを整備した。災害時に福祉避難所の運営に苦慮することのないよう、今後も関係機関との共有や、内容の見直しを図る。

イ 受入対象者の範囲について

障害のある人の人数や各福祉避難所の受入人数等を踏まえ、受入対象者の範囲を検討した。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 精神障害者保健福祉手帳1級で、次の区分に該当する者<ol style="list-style-type: none">(1) 18歳未満 障害児通所給付の決定を受けている者(2) 18歳以上 障害支援区分が3から6までの者2 身体障害者手帳の交付を受けた者で、次のいずれかに該当するもの<ol style="list-style-type: none">(1) 身体障害者手帳1級（視覚障害又は聴覚障害のみである者を除く。）で、次の区分に該当する者<ol style="list-style-type: none">ア 18歳未満 障害児通所給付の決定を受けている者イ 18歳以上 障害支援区分が3から6までの者(2) 家族等の支援者がいない者で、次のいずれかに該当するもの<ol style="list-style-type: none">ア 1級又は2級に該当する視覚障害のみを有する者イ 1級又は2級に該当する聴覚障害のみを有する者ウ 2級に該当する下肢障害又は体幹機能障害を有し、かつ、障害支援区分が3から6までの間にある者（(1)に該当する者を除く。）3 療育手帳A判定の者4 医療的ケアを必要とする者5 1から4までに掲げる者と同等の状態にある者で、一般避難所で共同生活を送ることが困難な者 |
|--|

ウ 各施設の受入人数等について

各施設毎に受入れを可能とする避難者を検討するとともに、各施設の

施設名	平日		土曜日		日曜日		祝日	
	日中	夜間	日中	夜間	日中	夜間	日中	夜間
心身障害者福祉会館	6	7	7	7	7	7	6	7
一ツ木福祉センター	4	4	4	4	4	4	4	4
刈谷特別支援学校	3	3	3	3	3	3	3	3
障害者支援施設ペガサス	8	3	6	3	6	3	7	3
障害者支援施設ペガサス・II	9	3	9	3	9	3	9	3
生活介護施設ハロポンス	3	1	1	1	1	1	3	1

オ 備蓄品に関すること

各福祉避難所の受入対象者や受入人数、人工呼吸器等で電源が必要となる人数等を想定し、避難者が福祉避難所で安心して避難生活ができるよう現在の備蓄状況から不足していると考えられる物資・器材について検討した。

【主な物資・器材】

- ・かむ力、飲み込む力に応じた非常食（4段階）
- ・オストメイト用物資・器材（専用トイレ、ストーマ装具等）
- ・医療的ケア者用物資（発電機、カセットボンベ、アルコール綿、ガーゼ、蒸留水等）
- ・要配慮避難者の特性を踏まえた物資・器材（ハンドブレンダー、床ずれ防止マット等）

カ 福祉避難所と市との連絡手段について

社会福祉法人観寿々会に防災行政無線を1台配置し、市や福祉避難所間の災害時の連絡手段を確保した。

キ 福祉避難所及び備蓄倉庫の現地確認について

施設担当者と市職員で備蓄倉庫、福祉避難所使用スペース、防災行政無線、太陽光発電システム等についての現地確認を行った。今後も毎年実施し、災害時における福祉避難所の適切な運営に備える。

4 令和3年度の目標に対する総括及び今後の検討課題

令和2年度防災部会で検討課題として挙げられた、避難対象者に関すること、電源確保に関すること、受入人数の見直し、福祉避難所運営マニュアルの整備等について、部会員から意見を集めながら福祉避難所の事前準備の見直しや運営に

関するルール作り等を検討することができた。その結果、これまで福祉避難所の運用で不明確となっていた部分について整理することができ、福祉避難所運営マニュアルにも反映することができた。

今後は、福祉避難所の開設訓練等を通じて福祉避難所運営マニュアルの実効性を高めるとともに、福祉避難所従事予定者に対して、役割の具体化や対応力の向上を図る。

また、福祉避難所の避難者が安心した避難生活が送れるよう、引き続き未解決の課題に対する検討を進め、迅速かつ的確な福祉避難所の開設・運営を目指す。

【令和4年度の主な検討課題】

- ・福祉避難所マニュアルを活用した開設訓練
- ・備蓄品の管理・更新
- ・新たな福祉避難所の検討
- ・福祉避難所の運営に要する費用について
- ・緊急入所に関する事項（受入施設、定員超過利用等）について

5 令和4年度以降の防災に関する取組について

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、「個別避難計画の作成」が市町村の努力義務と位置付けられ、国からは、障害の重度、災害危険区域、独居等優先度が高い者から概ね5年程度（令和7年度）で手掛けるよう方針が示された。

「個別避難計画」とは、災害時に自力で避難することが難しい要支援者に対する避難支援を実効性のあるものにするため、ひとり一人の状況を踏まえた避難方法等を決めておくもので、地域の自主防災会等と連携して作成する必要がある。

「個別避難計画」を作成することは、4に記載の福祉避難所に関する課題やその他在宅避難、一般避難所での福祉スペースの設置等を検討していく上での基礎となる情報であると考えていることから、現在、「個別避難計画の作成」は、市として福祉分野において最優先に取り組んでいく課題と認識しており、地域の自主防災会等との連携方法を模索しながら、現時点においては、令和4年度以降、概ね下記のようなスケジュールで進めることを想定している。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個別避難計画の作成	事前調査	事前調査	作成開始
関係課協議	取組方法、依頼先、記載内容、避難施設の検討		
関係機関協議 (自主防災会等)		取組方法、記載内容等の検討	予算要求
システム導入		予算要求	システム導入